

1. 件名：火山活動のモニタリング評価結果（2018年度報告）に関する原子炉火山部  
会委員からのコメントについて

2. 日時：令和元年12月16日（月）13時00分～13時30分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

熊谷管理官補佐、佐藤（秀）主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部土木建築本部グループ長  
他4名

5. 要旨

（1）原子力規制庁から、九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）が本年6月14日に提出した「川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 火山活動のモニタリング評価結果（2018年度報告）」に対して、原子炉火山部会第6回会合（本年11月27日開催）で委員から指摘された下記事項について、その内容を再度伝え、2019年度報告をとりまとめる上で反映するように求めた。

①九州電力が設置したGNSS連続観測点（3箇所）の観測データには長期的なトレンドが見えており、その要因について検討を試みているが、データの蓄積を行うとともに、引き続き要因分析を行うこと。

②国土地理院のGNSS連続観測データを評価するに当たり、鉛直変動に関して、いずれかの地点を基準点としてその差を表示しているのではなく、F3解（楕円体高）の時系列データを表示していることがわかるよう、明記すること。

③阿蘇カルデラのGNSS連続観測データについて、「2018年度の基線長変化は、熊本地震に伴う余効変動が認められるものの、カルデラ火山の活動に起因する有意な変化は認められない」と評価しているが、どのような考え方でその評価に至ったのか、説明を追記すること。

④基線長検知能力の検討に当たり、加久藤・小林カルデラ以外のカルデラについては、カルデラの周縁の中心に圧力源を設定しているが、加久藤・小林カルデラについては、現在の火山活動の中心に圧力源を想定している。網羅的に評価を行うのであれば、他のカルデラと同様にカルデラ周縁の中心に圧力源を設定し、検討すべきではないのか。

(2) 原子力規制庁からの上記指摘事項について、九州電力から、了承した旨の回答があった。

6. その他  
特になし